知財法務の勘所Ｑ＆Ａ（第28回）

標準必須特許について（上）

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士　**安田　達士**
弁護士　**稲村　将吾**
監修：弁護士　**清水　亘**

Q1　標準必須特許とは何ですか？

A1　標準必須特許（standard essential patent：SEP）とは、標準規格の実施に不可欠な特許のことをいいます。標準規格とは、①製品間の互換性や相互接続性の確保、②生産や開発の効率向上、③品質や利便性の確保等の観点から、製品やサービスを統一化・単純化して定められた規格です。近時は、特に情報通信技術（information communication technology：ICT）の分野において、標準必須特許が重要になっています。

１．標準必須特許と標準規格

標準必須特許（SEP）とは、標準規格の実施に不可欠な特許のことをいいます[1]。標準規格とは、①製品間の互換性や相互接続性の確保、②生産や開発の効率向上、③品質や利便性の確保等の観点から、製品やサービスを統一化・単純化して定められた規格をいいます[2]。標準規格が策定され、製品やサービスが標準化されると、供給者側に製造や調達のコストが低下するメリットがあるばかりでなく、ユーザー側にも製品価格やサービス料金が低下するメリットがあります。そして、標準化が進めば、市場が拡大し、競争が促進されるといわれています[3、4]。

1　日本国特許庁「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」P.1等参照
https://www.jpo.go.jp/support/general/sep_portal/document/index/guide-seps-ja.pdf

2　例えば、日本産業標準調査会のWebサイトによれば、標準とは、「多様化、複雑化、無秩序化してしまう『製品』や『サービス』などについて、①互換性・インターフェースの整合性の確保、生産効率の向上、品質の確保、②安心・安全の確保、消費者保護、③正確な情報の伝達・相互理解の促進、④環境保護（省エネ、リサイクル等）、⑤高齢者・障がい者への配慮、⑥研究開発による成果の普及、企業の競争力の強化、貿易の促進など、それぞれの観点から、技術文書として国レベルの「規格」を制定し、これを全国的に『統一』又は『単純化』することである」とされています。
https://www.jisc.go.jp/jis-act/index.html

3　公正取引委員会競争政策研究センター「標準化活動におけるホールドアップ問題への対応と競争法」P.1参照　https://www.jftc.go.jp/cprc/reports/index_files/cr-0312.pdf